

令和8年（フ）第1265号

東京都府中市八幡町2丁目4番地の4田中荘101

破産者 坂入 洋子

- 1 決定年月日 令和8年10月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1286号

東京都町田市玉川学園5丁目24番24号シティハイムアルファ102

破産者 鈴木 雅樹

- 1 決定年月日 令和8年10月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第147号

三重県四日市市東日野町738番地6

破産者 内野 憲資

- 1 決定年月日 令和8年10月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和8年（フ）第2746号

大阪市平野区平野本町1丁目12番8号

破産者 有限会社近藤組

- 1 決定年月日 令和8年10月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2980号

大阪府豊中市蛸池中町2丁目3番1—304号

破産者 有限会社ライズ

- 1 決定年月日 令和8年10月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第83号

兵庫県姫路市実法寺793番地1 レオパレスHAPPY205、前住所地兵庫県栗市山崎町千本屋455番地6

破産者 有元 英樹

- 1 決定年月日 令和8年10月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和8年（フ）第179号

大分市大字横尾3128番地の3

破産者 株式会社仁進

- 1 決定年月日 令和8年10月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和8年（フ）第54号

福島県いわき市常磐上湯長谷町湯台堂168番地の1

破産者 小野 一枝

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和8年（フ）第216号

相模原市中央区淵野辺本町3丁目27番5号

ラーク・Y・O・U101、開始決定時の住所相模原市中央区淵野辺2丁目6番1—401号 京王淵野辺マンションE棟

破産者 山本 洋美

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第365号

相模原市南区若松4丁目12番6号 クロノス若松201

破産者 佐藤 孝太

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第117号

山梨県甲府市上今井町1621番地1

破産者 遠藤 輝義

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第171号

山梨県甲府市小松町250番地

破産者 長谷川明美

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第1023号

北九州市小倉南区下城野1丁目16番32号（Ⅱ205）、前住所北九州市小倉南区若園4丁目2番11号（103）

破産者 桂田 成菜

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第319号

北九州市小倉南区東貫2丁目12番45号

破産者 西 真名海

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第457号

北九州市戸畑区夜宮3丁目6番1—502号

破産者 浅井真紀子

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第465号

北九州市小倉北区高浜2丁目6番24号

破産者 松下 文夫

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第496号

北九州市若松区浜町2丁目18番3号

破産者 江田 孝介

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第520号

北九州市小倉北区下富野3丁目9番22号、前住所福岡県行橋市大字道場寺1027番地3

破産者 道脇 孝一

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（フ）第2750号

札幌市厚別区大谷地東6丁目2番8—1210号

破産者 森田 祥子

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第194号

札幌市西区発寒5条4丁目2番52—301号

破産者 渡部 直人

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部